

## 酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領

- 令和5年4月13日付け5農畜機第300号承認
- 令和5年4月14日付け中酪（総務）発第40号
- 一部改正 令和6年2月8日付け5農畜機第7228号承認
- 一部改正 令和6年2月8日付け中酪（総務）発第590号
- 一部改正 令和6年4月11日付け6農畜機第356号承認
- 一部改正 令和6年4月12日付け中酪（総務）発第41号
- 一部改正 令和6年10月23日付け6農畜機第4774号承認
- 一部改正 令和6年10月25日付け中酪（総務）発第351号
- 一部改正 令和7年4月14日付け7農畜機第323号承認
- 一部改正 令和7年4月15日付け中酪（生振）発第33号
- 一部改正 令和7年9月17日付け7農畜機第4165号承認
- 一部改正 令和7年9月18日付け中酪（生振）発第298号
- 一部改正 令和7年11月21日付け7農畜機第5657号承認
- 一部改正 令和7年11月25日付け中酪（生振）発第369号
- 一部改正 令和8年4月9日付け8農畜機第142号承認
- 一部改正 令和8年4月10日付け中酪（生振）発第24号

我が国における豪雨、大雪、台風、地震等の各種自然災害等により、酪農経営体等に対して大きな影響を及ぼす被害が発生した際に、酪農経営体等の被災状況、資材等の確保に要する期間等を踏まえ、引き続き酪農経営体等の経営継続・経営再開のための取組を支援する必要がある。

このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱（令和5年3月30日付け4農畜機第7258号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受けて、酪農経営体等の経営継続・経営再開のための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の酪農生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第1 事業の内容

### 1 酪農経営継続支援対策

中央酪農会議は、第2の1に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合又は畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者（以下「生産者集団等」という。）が（1）から（7）に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、第2の2の災害により酪農関連施設等に被害を受けた酪農経営体等が経営継続のために（2）、（4）、（5）のア及びイ、（6）並びに（7）の取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。

また、生乳受託販売事業者（委託を受けて生乳の乳業者に対する販売又は委託を受けて生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。）、生乳買取販売事業者（買い取った生乳の乳業者に対する販売又は当該生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売を行う者をいう。）、農業協同組合連合会、農業協同組合又は中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（以下「生乳生産者団体等」という。）が搾乳継続計画に基づき、搾乳及び集送乳を継続するため、（8）に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

#### （1）簡易牛舎等の整備

牛舎の損壊等に伴う簡易牛舎等の整備（既存牛舎の増築を含む。以下同じ。）

#### （2）緊急避難等支援

牛舎の損壊等による緊急的な避難に伴う乳用牛、乳用種の雄子牛並びに被害を受けた酪農経営体の乳用牛から生産された肉用種及び交雑種の子牛（以下「乳用牛等」という。）並びに飼料等の輸送、管理委託

#### （3）乳用牛導入支援

牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛に代わる乳用牛の購入及び当該乳用牛の酪農経営体への貸付け

(4) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

牛舎等の損壊等又は緊急的な乳用牛等の避難に伴う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（修繕費及び土砂・がれき等の撤去・運搬の取組を含む。以下同じ。）

(5) 乳房炎防止対策

ア 搾乳機器の点検・補改修等

乳房炎防止のために行う酪農経営体が所有する搾乳機器の点検及び当該点検に基づく搾乳機器の補改修

イ 治療薬剤等の支給

乳房炎の治療薬剤及び予防用資材の酪農経営体への支給

ウ 予防管理

生乳の出荷を再開し、又は生乳の出荷再開が確実に見込まれる酪農経営体のうち乳房炎の予防管理のための取組を行ったものに対する乳房炎予防管理対策金の交付

(6) 電力確保支援

停電に伴う電力確保に要する発電機の借上げ、運搬、設置工事及び撤去

(7) 飲料水等の確保支援

飼養管理等に要する揚水ポンプ等の整備、配管等の設置工事及び飲料水等の運搬等その他必要な取組（以下「飲料水等の確保」という。）

(8) 非常用電源等の整備

ア 非常用電源（貯乳施設向けの非常用電源を含む。）及び乳温記録管理システム（以下「非常用電源等」という。）の整備、酪農経営体等への支給又は貸付け

イ 非常用電源等のリース会社からの借り受け、酪農経営体等への貸付け

2 経営継続支援等の推進

中央酪農会議は、生産者集団等及び生乳生産者団体等が1の事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。

第2 事業の要件

1 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 生乳生産の振興に関する事項
- (4) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

## 2 事業の対象となる災害

要綱第1の1の(1)の別表1で定める災害（以下「対象災害」という。）とする。

## 3 事業の対象とする酪農経営体

- (1) 第1の1の(1)及び(2)の事業にあつては、市町村から対象災害により畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた者（以下「被災酪農経営体」という。）とする。
- (2) 第1の1の(3)の事業にあつては、被災酪農経営体及び対象災害により集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の酪農経営体とする。
- (3) 第1の1の(4)の事業にあつては、被災酪農経営体とする。ただし、土砂・がれき等の撤去・運搬の取組にあつては、補改修と一体的に実施する場合又は当該撤去により経営再開できる場合に限るものとする。
- (4) 第1の1の(5)のア及びイの事業にあつては、被災酪農経営体及び対象災害により集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の酪農経営体とする。
- (5) 第1の1の(5)のウの事業にあつては、対象災害の影響により生乳の出荷ができなかった酪農経営体であつて、生乳の出荷を再開し、又は生乳の出荷再開が確実と見込まれる者のうち乳房炎の予防管理のための取組を行ったもの（以下「交付対象者」という。）とする。
- (6) 第1の1の(6)の事業にあつては、被災酪農経営体及び対象災害により停電が生じた地域の酪農経営体とする。
- (7) 第1の1の(7)の事業にあつては、被災酪農経営体及び対象災害により断水等が生じた地域の酪農経営体とする。
- (8) 第1の1の(8)の事業にあつては、対象災害により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されている地域を含む都道府県の酪農経営体とする。
- (9) 第1の1の(1)、(2)、(4)、(6)、(7)及び(8)の事業にあつては、乳用牛育成経営体（乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう）とする。

以下同じ。)を含むものとする。

#### 4 乳用牛の導入支援

第1の1の(3)の事業の補助対象頭数は、対象災害に起因して死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛の頭数を上限とし、貸付期間は、導入後36か月以上とする。

#### 5 乳房炎予防管理対策金の単価等

##### (1) 乳房炎予防管理対策金の単価

乳房炎予防管理対策金の単価は、搾乳牛1頭1日当たり650円以内とする。

##### (2) 交付対象頭数

乳房炎予防管理対策金の交付対象頭数は、「畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱(令和5年3月30日付け4農畜機第7258号)別添1の1酪農経営災害緊急支援対策事業の第3の5の(2)の規定に基づき理事長が別に定める乳房炎予防管理対策金の交付対象頭数の算出方法等について」(令和6年2月5日付け5農畜機第7098号)に基づき算出される乳用牛の頭数とする。

##### (3) 乳房炎予防管理対策金の交付

生産者集団等は、(2)の交付対象頭数に(1)の単価を乗じて得られた額を交付対象者に乳房炎予防管理対策金として交付するものとする。

##### (4) 乳房炎予防管理の実施状況等の報告

交付対象者は、乳房炎予防管理対策金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等に対して、乳房炎予防管理の実施状況等を報告するものとする。

#### 6 取得物件等の取扱い

第1の1の(1)、(4)、(5)のア、(6)、(7)及び(8)の事業で取得した物件、第1の1の(8)の事業でリース会社から借り受けた物件(以下「取得物件」という。)並びに第1の1の(3)の事業で購入した乳用牛(以下「購入乳用牛」という。)の管理等は、次のとおり行うものとする。

##### (1) 完了検査等の実施

ア 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、実施年度中に取得物件の設置及び購入乳用牛の導入に係る完了検査を行うものとする。

イ 生乳生産者団体等は第1の1の(8)の事業の取得物件について速やかに別記様式第4号の別添の非常用電源等の検収調書を作成するものとする。また、検収実施者は、検収実施時に撮影した当該取得物件の全景と「酪農経営

災害緊急支援対策事業」で導入したことがわかる写真を、保管しておくものとする。

なお、貸付対象機械装置等の検収にあつては、作成した検収調書の写しを速やかにリース会社に送付するものとする。

(2) 会計処理

生産者集団等及び生乳生産者団体等（代表者）は、補助金の収支、資産管理等の会計処理を行うものとする。

(3) 管理利用規程等の整備

生産者集団等及び生乳生産者団体等は、取得物件及び購入乳用牛の管理に当たっては、管理利用規程及び別紙様式第1号の管理台帳を整備するものとする。

(4) 貸付契約の締結

生産者集団等及び生乳生産者団体等は、取得物件を構成員（生産者集団等及び生乳生産者団体等に属する酪農経営体等をいう。以下同じ。）が管理利用する場合であつて、貸付けを行う場合及び購入乳用牛を構成員に貸し付ける場合は、構成員との間で貸付契約を締結するものとする。

(5) リース契約の締結等

生乳生産者団体等は、取得物件をリース会社から借り受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。

(6) 取得物件の貸付けの取扱

ア (4)の規定により、取得物件に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間（購入乳用牛を除く。）及び(5)の規定により、リース会社から借受けた物件（以下「リース物件」という。）に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。ただし、処分制限期間が10年未満のものにあつては70パーセント（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあつては60パーセント（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。

イ 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、アのただし書により貸付期間又はリース期間を短縮する場合は、取得物件の処分制限期間において、借受者の構成員が引き続き管理利用し、補助条件を継承する場合に限り、当該構成員に取得物件を譲渡できるものとする。

ウ 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、イの規定により取得物件を譲渡しようとする場合は、事業実施主体を通じてあらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。

(7) 第1の1の(8)の事業に係る補助金の返還等

中央酪農会議は、非常用電源等の処分制限期間内において、生乳生産者団体等から当該機械の利用状況の報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認めるときは、生乳生産者団体等に対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、リース物件については、この事業により取得した財産とみなすものとし、処分制限期間内において、事業を中止しようとする場合は、生乳生産者団体等は、「畜産業振興事業の実施について」14の(5)の規定に基づき中央酪農会議が定める額を返還するものとする。

ア リース契約を解約又は解除したとき。

イ 酪農経営体等が経営を中止したとき。

ウ 借り受けた非常用電源が、処分制限期間内に消滅又は消失したとき。

エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。

オ リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

カ 変更の届出、報告等を怠ったとき。

キ その他会長が必要と認めるとき。

7 家畜共済等の積極的な活用

生産者集団等及び生乳生産者団体等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、この事業への参加者へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

第3 事業の実施

1 事業実施計画の作成

生産者集団等及び生乳生産者団体等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第2号の別添を内容とする事業実施計画を作成するものとする。

2 搾乳継続計画の作成

(1) 第1の1の(8)の事業を実施しようとする生乳生産者団体等は、緊急時の搾乳及び集送乳の継続に係る取組等を内容とする搾乳継続計画を作成するものとする。

(2) 生乳生産者団体等は、別紙様式第2号の別紙9の搾乳継続計画を作成した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事にこれを提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。

(3) みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

ア 酪農経営体等は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」という。）に基づき、「みどりチェック」チェックシート（以下「「みどりチェック」チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしたうえで、生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを生産者集団等又は生乳生産者団体等に提出するものとする。

イ 生産者集団等又は生乳生産者団体等は、全ての酪農経営体等からアの「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を会長に提出するものとする。一覧には、酪農経営体等の氏名及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

ウ 生産者集団等又は生乳生産者団体等は、「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」に基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、これを会長に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを会長に提出するものとする。

#### 第4 中央酪農会議の補助

中央酪農会議は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第5 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

生産者集団等及び生乳生産者団体等は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画と合わせて、中央酪農会議会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、別紙様式第2号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

生産者集団等及び生乳生産者団体等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の酪農経営災害緊急支援対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

生産者集団等及び生乳生産者団体等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号の酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。

## 第6 運営状況の報告

生産者集団等及び生乳生産者団体等は、構成員に貸し付けた物件（リース物件を含む。取得価格又は効用の増加価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない。）が50万円未満の機械及び器具を除く。）及び第1の1の(3)の事業により貸し付けた乳用牛の管理状況を取りまとめの上、自らが管理利用する取得物件と合わせて別紙様式第6号の運営状況報告書を作成し、事業を実施した年

度の翌年度から起算して5年間（乳用牛にあつては4年間）、毎年5月31日までに会長に提出するものとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 生産者集団等及び生乳生産者団体等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の酪農経営災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等及び生乳生産者団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

## 第8 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

## 第9 事業の推進指導

生産者集団等及び生乳生産者団体等は、中央酪農会議及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとし、この事業に参加する酪農経営体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする

## 第10 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿の整備保管

生産者集団等及び生乳生産者団体等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

### 2 電磁的記録による整備保管

1の規定に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、生産者集団等及び生乳生産者団体等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めることができるものとする。

## 附 則（令和6年4月12日付け中酪（総務）発第41号）

- 1 この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとする。
- 2 この要領の改正後の令和6年能登半島地震に係る要綱別表1に掲げる対象事業について、令和6年1月1日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」

13の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和6年10月25日付け中酪（総務）発第351号）

- 1 この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和6年9月20日から適用するものとする。
- 2 この要領の改正後の令和6年9月20日からの大雨に係る要綱別表1に掲げる対象事業について、令和6年9月20日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和7年4月15日付け中酪（生振）発第33号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和7年4月1日から適用するものとする。

附 則（令和7年9月18日付け中酪（生振）発第298号）

- 1 この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和7年8月6日から適用するものとする。
- 2 この要領の改正後の令和7年8月6日からの大雨に係る要綱別表1に掲げる対象事業について、令和7年8月6日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手続については、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付

決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和 7 年 11 月 25 日付け中酪（生振）発第 369 号）

- 1 この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和 7 年 8 月 5 日から適用するものとする。
- 2 この要領の改正後の令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る要綱別表 1 に掲げる対象事業について、令和 7 年 8 月 5 日から補助金の交付決定までの間に着工又は着手をする場合の当該着工又は着手の手續については、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号-1）13 の規定にかかわらず、別紙様式第 1 号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合において、事業実施主体から補助若しくは貸付けを受けて事業を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則（令和 8 年 4 月 10 日付け中酪（生振）発第 24 号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものとする。



別紙様式第1号

令和 年度酪農経営災害緊急支援対策事業物品等管理台帳

(取得物件のうち、簡易牛舎等(増築含む)、牛舎、飼養管理のための附帯施設の改築資材、その他貸付物件)

生産者集団等名 \_\_\_\_\_

酪農経営体等氏名 \_\_\_\_\_

実施時期			
品目			
単価			
員数			
総事業費(税込)			
補助金			
単体又は一式			
貸付年数			
耐用年数			
貸付開始年月日			
貸付終了年月日			
取得金額			
償却方法			
年償却額・率(円 or%)			
管理報告書 認日	1年目		
	2年目		
	3年目		
	4年目		
	5年目		
整備時点からの 変更点			

(注1) 上記の記載内容を満たしていれば、生産者集団等が定める様式に代えることができるものとする。

(注2) 簡易牛舎等(増築含む)及び牛舎、飼養管理のための附帯施設の改築のための資材を除く取得物件で支給した物件については、利用経営体名、員数、単価、事業費等を記載した一覧表を整備すること。

別紙様式第2号

酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において酪農経営災害緊急支援対策事業を下記のとおり実施したい  
ので、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金  
円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙様式第2号の別添のとおり

## 3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		補助金②	その他③	
1 酪農経営継続支援 (1) 簡易牛舎等の整備 (2) 緊急避難等支援 (3) 乳用牛導入支援 (4) 牛舎、飼養管理の附帯施設・ 機械の補改修等 (5) 乳房炎防止対策 ア 搾乳機器の点検・補改修等 イ 治療薬剤等の支給 ウ 予防管理 (6) 電力確保支援 (7) 飲料水等の確保支援 (8) 非常用電源等の整備 ア 非常用電源等の整備等 イ 非常用電源等のリース会社 からの借り受け等				
2 酪農経営継続支援の推進				
計				

## 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                   年    月    日  
(2) 事業完了予定年月日           年    月    日

## 5 添付書類

- (1) 定款  
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書  
(3) 別紙様式第2号の別添  
(4) 生産者集団等又は生乳生産者団体等の「みどりチェック」チェックシート  
(5) 酪農経営体等の「みどりチェック」チェックシートの一覧

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、

その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第2号の別添

酪農経営災害緊急支援対策事業実施計画

1 生産者集団等の概要

事務所 所在地	代表者氏名	酪農経営 戸数	事業参加酪農経営体等		備考
			戸数	飼養頭数	

(注) 酪農経営継続支援を実施する場合の飼養頭数は、被災酪農経営体等に係る被災前の飼養頭数を記載すること。

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| 別紙様式第2号の別紙1  | 簡易牛舎等の整備             |
| 別紙様式第2号の別紙2  | 緊急避難等支援              |
| 別紙様式第2号の別紙3  | 乳用牛導入支援              |
| 別紙様式第2号の別紙4  | 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 |
| 別紙様式第2号の別紙5  | 乳房炎防止対策              |
| 別紙様式第2号の別紙6  | 電力確保支援               |
| 別紙様式第2号の別紙7  | 飲料水等の確保支援            |
| 別紙様式第2号の別紙8  | 非常用電源等の整備            |
| 別紙様式第2号の別紙9  | 搾乳継続計画               |
| 別紙様式第2号の別紙10 | 酪農経営継続支援の推進          |

別紙様式第2号の別紙1

簡易牛舎等の整備

実施 時期	被災酪農 経営体名 (借受者)	区分	構造	簡易牛 舎等面 積(m <sup>2</sup> )	面積 単価 (円/m <sup>2</sup> )	単位 面積 (m <sup>2</sup> /頭)	事業費(円)	
								補助金
合計								

- (注) 1 区分の欄には、牛舎倒壊に伴うものは「代替」、緊急避難に伴うものは「避難」と記入すること。
- 2 牛舎を増築する場合は、簡易牛舎等面積の欄に増加する建築面積を記載すること。

別紙様式第2号の別紙2

緊急避難等支援

実施時期	被災酪農経営体名	移動距離	輸送費						預託料			事業費 (円)	
			乳用牛等			飼料等			対象頭数	単価	金額		補助金
			対象頭数	単価	金額 (円)	数量	単価	金額 (円)					
	合計												

別紙様式第2号の別紙3

乳用牛導入支援

被災酪農 経営体名	導入時期	対象頭数 (頭) ①	単価 (円/頭) ②	事業費 (円) ③=①×②	
					うち補助金
合計					

別紙様式第2号の別紙4

牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

1 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等

実施時期	被災酪農経営体名 (利用者)	被災前乳用牛飼養頭数	区分	現状復帰の対象	補改修等の内容	事業費(円)	
							補助金
合計							

(注) 区分の欄には、牛舎倒壊に伴うものは「代替」、緊急避難に伴うものは「避難」と記入すること。

2 土砂・がれき等の撤去・運搬

実施時期	被災酪農経営体名	取組の内容	事業費(円)	
				補助金
合計				

(注) 別添の土砂・がれき等の撤去・運搬の詳細を添付すること。

別添

土砂・がれき等の撤去・運搬の詳細

被災酪農 経営体名	撤去・運搬 経費①	按分比②	事業費 ①×②	負担区分		備考
				補助金	その他	
合計						

(注1) 補助対象経費は、土砂・がれき等の撤去作業に係る役務費及び運搬費用とし、処分費は含まないものとする。

(注2) 撤去・運搬経費に酪農関連施設以外のもの（自宅、車庫等）が含まれる場合は、②に按分比を記入すること。

(注3) 土砂・がれき等の撤去及び必要な場合は補改修等を実施することで、酪農関連施設を引き続き使用できる場合に限り補助対象とする。

乳房炎防止対策

1 搾乳機器の点検・補改修等

搾乳機器の点検				搾乳機器の補改修				事業費計 (円)	
実施 時期	点検 戸数	事業費 (円)		実施 時期	被災酪 農経営 体等名	補改 修の 内容	事業費 (円)		補助金
			補助金					補助金	
合計									

2 治療薬剤等の支給

実施時期	被災酪農 経営体等名	治療薬剤等の 名称	治療薬剤等の 種類	事業費 (円)	
					補助金
合計					

3 予防管理

交付対象者数	交付対象頭数 (頭) ①	乳房炎予防管理対策金 (円) ①×650 円

別紙様式第2号の別紙6

電力確保支援

実施 時期	被災酪農 経営体等名	取組内容	事業費 (円)		積算	備考
				補助金		
合計						

別紙様式第2号の別紙7

飲料水等の確保支援

実施 時期	被災酪農 経営体等名	取組内容	事業費 (円)		積算	備考
				補助金		
合計						

## 非常用電源等の整備

## 1 非常用電源等の整備・酪農経営体への支給又は貸付け

生乳生産者団体等名	地域名又は 都道府県名	機械装置名	整備、支給 又は貸付け	台数	事業費 (税抜)	負担区分	
						補助金	その他
合計							

(注1) 別添1の非常用電源等の整備・支給又は貸付先一覧を添付すること。

(注2) 別紙様式第2号の別紙9の各団体の搾乳継続計画を添付すること。

(注3) 非常用電源の管理に関する電気事業法に基づく届出等の義務について酪農経営体等が了知している旨の書面を添付すること。

## 2 非常用電源等のリース会社からの借り受け・酪農経営体への貸付け

生乳生産者団体等名	地域名又は 都道府県名	機械装置名	台数	事業費 (税抜)	負担区分	
					補助金	その他
合計						

(注1) 別添2の非常用電源等リース一覧を添付すること。

(注2) 別紙様式第2号の別紙9の各団体の搾乳継続計画を添付すること。

(注3) 非常用電源の管理に関する電気事業法に基づく届出等の義務について酪農経営体等が了知している旨の書面を添付すること。

別添 1

非常用電源等の整備・支給又は貸付先一覧

1 発電機の整備・支給又は貸付先

生乳生産者名等	機種	整備 台数	必要 電力量	発電機 能力	支給又は 貸付け	事業費 (税抜)	負担区分		備考
							補助金	その他	
合計									

(注1) 必要電力量欄は、貯乳施設及び支給又は貸付対象の生産者に係る搾乳の実施等に必要な電力量を記載すること。

(注2) 発電機能力欄は、発電機の発電能力を記載すること。

(注3) 発電機を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

2 配電盤の整備・支給又は貸付先

生乳生産者名等	整備 台数	支給又は 貸付け	事業費 (税抜)	負担区分		備考
				補助金	その他	
合計						

(注) 配電盤を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

3 乳温記録管理システムの支給又は貸付先

生乳生産者名	整備 台数	支給又は 貸付け	事業費 (税抜)	負担区分		備考
				補助金	その他	
合計						

(注) 乳温記録管理システムを複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

別添2

非常用電源等リース一覧

1 発電機リース一覧

生乳生産者名等	機種	リース台数	必要電力量	発電機能力	機械装置 価格(税抜)①	消費税	譲渡額 ②	事業費 ③ (①-②)	補助金額	貸付者名	所有権の移転	備考
合計												

(注1) 必要電力量欄は、貯乳施設及び当該生産者に係る搾乳の実施等に必要な電力量を記載すること。

(注2) 発電機能力欄は、発電機の発電能力を記載すること。

(注3) 発電機を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

2 配電盤リース一覧

生乳生産者名等	リース台数	機械装置 価格(税抜)①	消費税	譲渡額 ②	事業費 ③ (①-②)	補助金額	貸付者名	所有権の移転	備考
合計									

(注) 配電盤を複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

3 乳温記録管理システムリース一覧

生乳生産者名等	リース台数	機械装置 価格(税抜)①	消費税	譲渡額 ②	事業費 ③ (①-②)	補助金額	貸付者名	所有権の移転	備考
合計									

(注) 乳温記録管理システムを複数整備する生産者にあつては、備考欄に理由を記載すること。

〇〇〇〇（実施団体名）搾乳継続計画

番 号  
年 月 日

都道府県

知事 〇〇 〇〇 殿

一般社団法人中央酪農会議

会長 〇〇 〇〇 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第1の1の(8)の事業の実施に当たり、搾乳継続計画を下記のとおり策定したので、同要領第3の2の(2)の規定に基づき提出します。

## 記

### 1 趣旨

本会は、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第3の2の(1)に基づき、以下のとおり、緊急時における搾乳継続計画を策定する。

### 2 通常集送乳体制

#### (1) 集乳（直送含む）

（総括責任者、担当者、運送業者、集乳ルート別農家数・1日当たりの平均出荷乳量等）

#### (2) 送乳

（総括責任者、担当者、運送業者、送乳ルート、出荷先乳業、平均取扱乳量を記載）

### 3 緊急時の対応

#### (1) 総括責任者、緊急連絡体制（行政、JA、酪農家、メーカー等）

#### (2) 非常用電源の確保（必要電力、発電機の保有状況、今後の整備計画、電気工事・切換え開閉器の整備、リースの活用、共同利用のルール等）

#### (3) 断水時の対応（自家井戸、供給可能農家・企業、自治体等）

- (4) 通電・用水確保後の対応（乳温記録、乳質確認、乳房炎の有無、細菌数等）
- (5) 集送乳ルートの変更（対応者、乳業工場・生乳販売事業者・全国連との連携等）
- (6) 搾乳機器等メーカーへの点検依頼
- (7) 生乳廃棄方法及び廃棄後の確認方法（環境に配慮）

酪農経営継続支援の推進

実施時期	事業内容	事業費(円)		積算	備考
			補助金		
合計					

別紙様式第3号

酪農経営災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

酪農経営災害緊急支援対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	令和 年 月 日迄 予定出来 高 (⑤+ ⑥) / ②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費出 来高 ③ / ① = ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○○銀行
- (2) 支店名 ○○○支店
- (3) 預金種類 ○○預金
- (4) 口座番号
- (5) (フリガナ)  
口座名義

別紙様式第5号

酪農経営災害緊急支援対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業について、下記のとおり実施したので、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙様式第5号の別紙1から別紙様式第5号の別紙10までのとおり

3 事業に要した経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考
		補 助 金 ②	そ の 他 ③	
1 酪農経営継続支援 (1) 簡易牛舎等の整備 (2) 緊急避難等支援 (3) 乳用牛導入支援 (4) 牛舎、飼養管理の附帯施設・ 機械の補改修等 (5) 乳房炎防止対策 ア 搾乳機器の点検・補改修等 イ 治療薬剤等の支給 ウ 予防管理 (6) 電力確保支援 (7) 飲料水等の確保支援 (8) 非常用電源等の整備 ア 非常用電源等の整備等 イ 非常用電源等のリース会社 からの借り受け等				
3 酪農経営継続支援の推進				
計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日           年    月    日  
(2) 事業完了年月日           年    月    日

6 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名    〇〇〇銀行  
(2) 支店名        〇〇〇支店  
(3) 預金種類     〇〇預金  
(4) 口座番号  
(5) (フリガナ)

7 添付書類

- (1) 生産者集団等又は生乳生産者団体等の「みどりチェック」チェックシート  
(2) 酪農経営体等の「みどりチェック」チェックシートの一覧

- (注) 1 別紙様式第2号の別紙に準じて作成すること。  
2 簡易牛舎の整備については、当該牛舎の平面図1枚及び写真(全景図)1枚を添付すること。

- 3 乳房炎防止対策のうち予防管理については、乳房炎予防管理対策金を管理した交付一覧がわかるものを添付すること。
- 4 非常用電源等の整備については、以下の書類を添付すること。
  - (1) 非常用電源等の検収調書（写）
  - (2) 非常用電源等のリース契約書等（写）
    - ※リース契約書には、貸付機械装置の本体価格と基本貸付料に係る補助金額を明記すること。
  - (3) 非常用電源等の請求書等（写）

別紙様式第5号の別添

年度 酪農経営災害緊急支援対策事業非常用電源等の検収調書

実施団体	名称			
	代表者氏名			
検収実施者	所属・職名			
	氏名			
機械装置の名称				
設置場所				
検収年月日				
検収所見				
備考				

(注) 検収確認結果を写真撮影のうえ、提出すること。

酪農経営災害緊急支援対策事業運営状況報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度における酪農経営災害緊急支援対策事業について、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第6の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名：令和 年度 事業

2 運営状況

利用経営体氏名	①利用状況	②財産管理	備考
	〔 適正に利用している 〕 〔 その他： 〕	〔 適正に管理している 〕 〔 その他： 〕	
	〔 適正に利用している 〕 〔 その他： 〕	〔 適正に管理している 〕 〔 その他： 〕	

(注) 1 項目ごとにマルをつけること。「その他」の場合は、その状況及びその理由を記載すること。

2 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

別紙様式第7号

酪農経営災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議  
会長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった酪農経営災害緊急支援対策事業補助金について、酪農経営災害緊急支援対策事業実施要領第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること) )

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・生産者集団等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・生産者集団等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料